

国立科学博物館サイエンスコミュニケーター・アソシエーション 規約

第1章 総則

(名称)

本会は、名称については以下のように定める。

1. 正式名称を国立科学博物館サイエンスコミュニケーター・アソシエーションとする。
2. 通称を科博 SCA とする。

(所在地)

本会は会長の自宅にその所在地を置く。

(目的)

本会は、会員の相互情報交換を行い、本会とその他の法人または個人の支援を円滑に受けられる仕組みを構築し、サイエンスコミュニケーション活動（以下 SC 活動と略す。）の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

本会は、目的を達成する為に以下の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会員の活動紹介ツールの構築
3. 外部法人または個人からの支援仲介
4. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

(会員)

本会の会員は、国立科学博物館サイエンスコミュニケーター養成実践講座サイエンスコミュニケーション1(以下 SC1)を修了した者の内、本会の規約に賛同した者とする。また、SC1を受講した年度をもって会員の受講年度とする。

(入会)

本会への入会は、本規約に賛同の意思を表し、本会への入会届をもって完了とする。

(会員の権利)

会員は以下の権利を行使することができる。

1. 総会に参加の権利

2. 本会を介した外部法人または個人からの支援を受ける権利
3. 会員同士が情報共有できる権利
4. 分科会の設置及び活動の権利
5. 運営委員の立候補、推薦及び承認の権利

(会員の義務)

会員は、本会の目的を達成するために、以下の義務を負う。

1. 本規約の遵守
2. 所属、及び連絡先変更時の本会への報告
3. 本会への SC 活動の報告

(任意退会)

会員は運営会議にその旨を伝えることで、任意にいつでも退会することが可能で、退会届の提出をもって完了とする。

(除名)

会員のうち、以下に当てはまる者は運営会議の決議をもって除名できるものとする。

1. 本会の活動において公序良俗に反する行いをした者
2. 本会の利益を著しく害した者
3. 刑事上の罰則を受けるなど、会員として不適切であると認められた者

第3章 総会

(構成)

総会は、すべての会員をもって構成する。

(総会の開催)

1. 総会は、事業年度ごとに1回行い、代表がこれを招集する。
2. 運営会議で必要と認められたときに臨時総会を開催し、代表がこれを招集する。

(権限)

総会は、次の事項について議決する。

1. 運営委員の選任または解任
2. 規約の変更
3. 会員の活動報告
4. その他、総会で議決が必要なもの

(議決権)

総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議決)

総会の議決は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 運営委員

(構成)

本会に次の運営委員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1-2名
3. 会計 1名
4. 年度委員 各年度より 0-2名
5. 顧問 1名以上

代表、副代表及び会計は、年度委員との兼任を可能とする。また、顧問は他の運営委員との兼任を不可とする。

(顧問)

顧問は下記の要件を満たすものから選出する。顧問は、運営会議及び総会において本会の事業に関する指導・助言を行う者とする。

1. 国立科学博物館に所属する者のうち、サイエンスコミュニケーション事業に携わる職員
2. サイエンスコミュニケーション事業に関する見識が深い者

(運営委員の選任)

本会における運営委員は、総会で会員の総意をもって承認を受けた者とする。ただし、任期途中で解任・選任については次項に示す。また、代表の選任については、別途代表選任規定に記載する。

(運営委員の途中選任)

運営委員の任期途中で選任は年度委員のみとし、新規の受講年度のみとする。また、その年度の SC1 を修了してから次回の総会までの間、その年度の年度委員はその年度の会員の推薦を受け、暫定的に運営会議の承認により任命される。

(運営委員の解任)

運営委員の本人のやむを得ない事情により辞退する場合については、運営会議での承認により解任することができる。また、該当する運営委員が後任の推薦資格を持ち、暫定的に運営会議の承認により任命される。

(運営委員の任期)

代表及び副代表の任期は1期を3年とし、2期までとする。

第5章 運営会議

(構成)

本会は運営会議を置き、運営会議はすべての運営委員で構成する。

(権限)

運営会議は、次の事項について議決する。

1. 総会での議決内容
2. 各会員の活動報告・情報交換
3. 分科会の承認・抹消・支援・調整
4. その他必要なもの

(運営会議の開催)

運営会議は、次の事項に従い開催する。

1. 運営会議は、3ヶ月に1回行い、代表がこれを招集する。
2. 運営委員が必要と認めたとときに臨時運営会議を開催し、代表がこれを招集する。

(決議)

運営会議の決議は、運営委員の過半数以上の賛成により行う。また、やむ得ない事情により運営会議に出席できない運営委員は、委任状により他の運営委員に議決権を譲渡する。

第6章 分科会

(意義)

会員の活動を潤滑に行うために、必要に応じて運営会議の承認により分科会を設置する。

(設置の条件)

1. 活動内容の報告の義務
2. 分科会代表が本会会員であること

(設置の承認)

設置の承認は、運営会議で行い、運営委員の過半数以上の賛成により承認する。

第7章 資産及び会計

(資産)

本会の資産は、次の通りとする。

1. 寄付による財産

2. 財産から生じる果実、その他雑収入

(事業計画及び収支予算)

本会は、事業計画及び収支予算を毎事業年度の開始日の前日までに運営会議で作成し、定例総会で承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、事業年度終了後運営会議で作成し、定例総会で承認を受けなければならない。

第8章 その他

(規約の改廃)

本規約の改廃は、運営会議において運営委員の2/3が承認し、総会で出席した会員の議決権の過半数の賛成をもって決定する。

(本会の解散)

総会で出席した会員の議決権の2/3以上の賛成により解散する。

(補足)

本規約に定めなき事に関しては、運営会議によって決定する。

第9章 附則

本規約は平成23年8月25日から施行する。

本規約は第4章を平成24年5月26日に改変する。

本規約は第1章・第3章・第5章・第6章を平成25年5月12日に改変する。

本規則は第1章・第2章・第4章・第5章・第8章を平成27年5月31日に改変する。